



2021年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 中島 規巨
(コード：6981 東証第1部)
問合せ先 総務部長 山本 純一
(TEL. 075 - 951 - 9111)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、2017年6月29日開催の第81回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を、2021年6月29日開催の第85回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に付議すること（以下、「本議案」という）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は2017年6月29日開催の第81回定時株主総会において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本株式」という）の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において「本株式の払込期日より対象取締役が当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、本議案を原案通りご承認頂くことを条件に、本制度改定前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に変更することを検討しております。こちらにつきましては本議案の中で付議させていただくかを別途代表取締役社長が決定いたします。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間を改定することであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2017年4月28日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上